

大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に係る手続きの流れ

手続き	提出書類	提出方法
1. 発電設備の設置事業着手までに必要な手続き等		
条例第 11 条 事業区域の選定	○位置図 ○事業区域図 ○事業区域の公図	メール
条例第 12 条 事前協議	○事業計画事前協議書（様式第 1 号） ○事業計画書（様式第 2 号） ○法人の場合 登記事項証明書 個人の場合 住民票の写し ○位置図 ○事業区域図 ○事業区域の登記事項証明書 ○事業区域の土地所有者一覧表（様式第 3 号） ○事業区域の公図 ○土地利用計画平面図 ○土地求積図又は地籍測量図 ○造成計画平面図及び断面図 ○排水計画平面図及び断面図 ○擁壁の背面図及び断面図 ○発電設備の構造図 ○事業区域に設置する工作物の構造図 ○維持管理計画書（様式第 4 号） ○反射光影響予測図 ○水道等埋設状況図 ○設置者が事業計画を実施するために必要な資金があることを証する書類 ○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 5 項の規定による電気事業者との特定契約を締結する場合にあっては、その締結状況を証する書類 <u>添付書類チェックシートにより、書類に不備等ないか確認し、日程的に十分な余裕をもって、提出してください。</u>	郵送又は窓口来庁
条例第 13 条 合意形成	○地元関係者説明実施報告書（様式第 6 号） ○設置事業の計画に関する説明資料	郵送又は窓口来庁

	○説明会の会議録 ○説明会の状況を示す写真 ○地元関係者の範囲が分かる書類	
条例第 14 条 設置事業の許可	○設置事業許可申請書（様式第 7 号） ○条例施行規則第 7 条各号に掲げる書類 ※事前協議時と変更がない書類については省略可能。 ○設置事業の施工に係る法令又は例規に基づく許可を証する書類 ○F I T 認定書（F I T 認定設備の場合） <u>添付書類チェックシートにより、書類に不備等ないか確認し、日程的に十分な余裕（設置事業着手日の 30 日前までに町長の許可が必要）をもって、提出してください。</u>	郵送又は窓口来庁
条例第 15 条 設置事業の着手及び届出	○設置事業着手届（様式第 11 号） ※設置事業着手日の 10 日前までに届出が必要。 ○設置事業中断（再開・廃止・完了）届（様式第 12 号） ※設置事業を中断し、再開し、廃止し、又は完了したときに届出が必要。	郵送又は窓口来庁
2. 発電事業期間中及び発電事業終了後の発電設備撤去処分における必要な届出等		
条例第 17 条 発電事業の開始	○発電事業開始届（様式第 13 号） ○発電設備状況報告書（様式第 14 号） ※毎年 1 回定期報告。 ○発電事業変更届（様式第 15 号） ※事業者又は土地管理者に変更が生じたときに届出が必要。	郵送又は窓口来庁
条例第 23 条 発電事業終了後の適正処分等	○発電事業終了届（様式第 16 号） ○発電設備撤去処分報告書（様式第 17 号）	郵送又は窓口来庁

【 問合せ・連絡先 】

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

大子町役場生活環境課

TEL 0295-76-8802 FAX 0295-72-3550

メール seikatsu@town.daigo.lg.jp